

第六次総合計画 施策評価シート（令和3年度）

3-⑥

施策

安心して生活できるための各種相談体制や防犯対策の充実を図る

担当部局

市民局

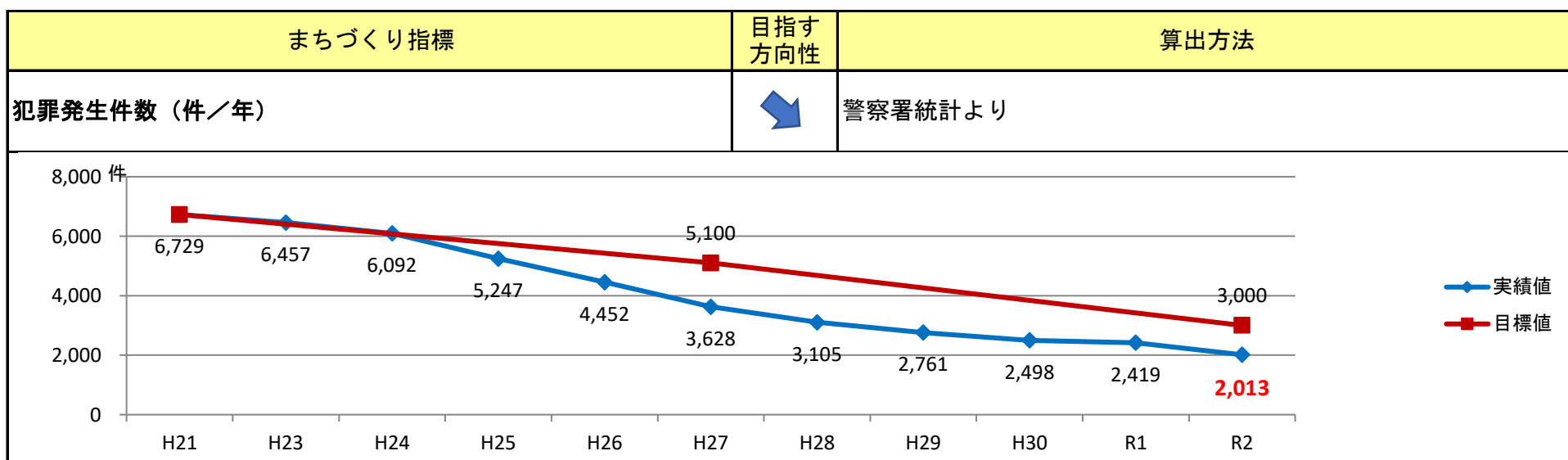
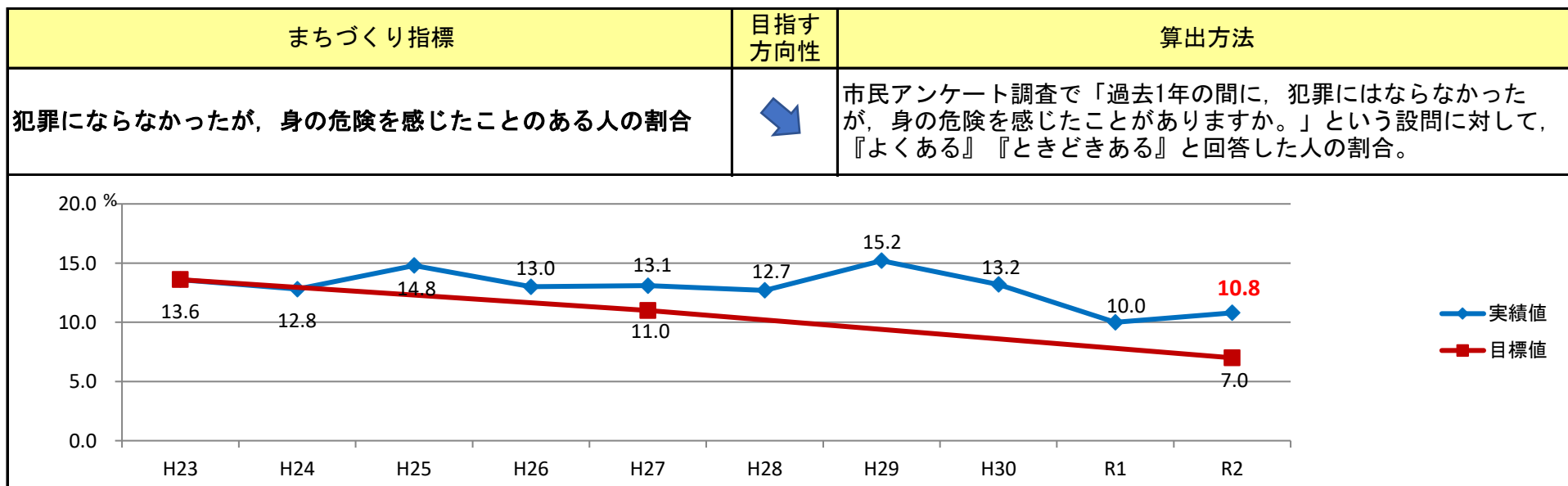
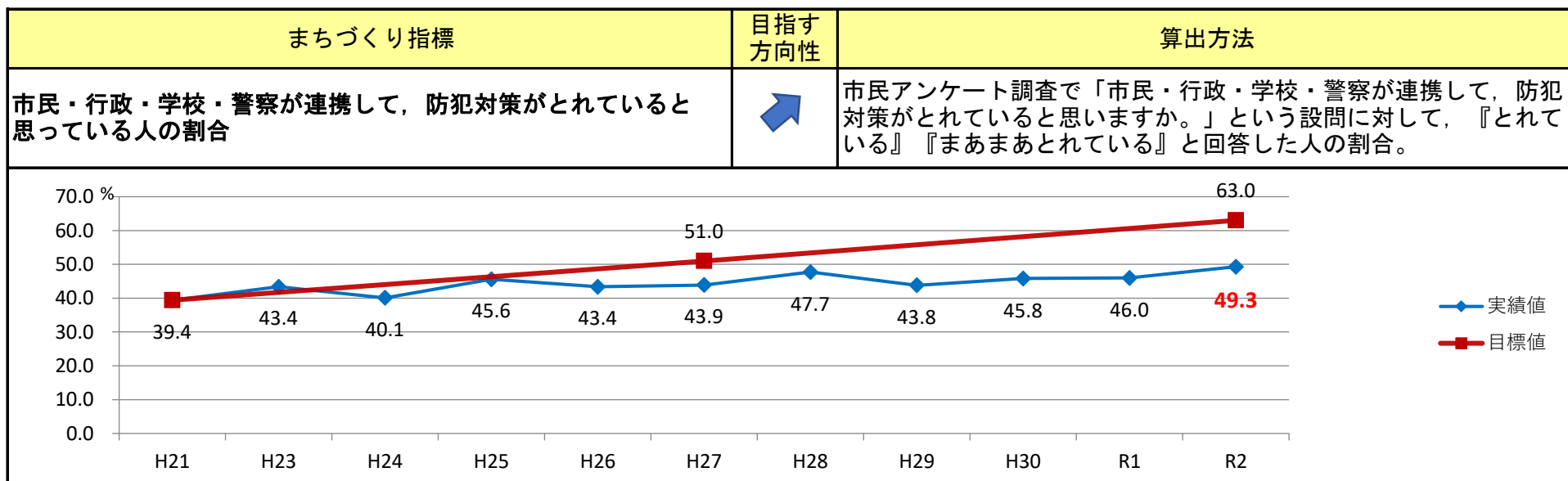


【安全・安心】 めざまちの姿 犯罪が少なく、安心して暮らしている

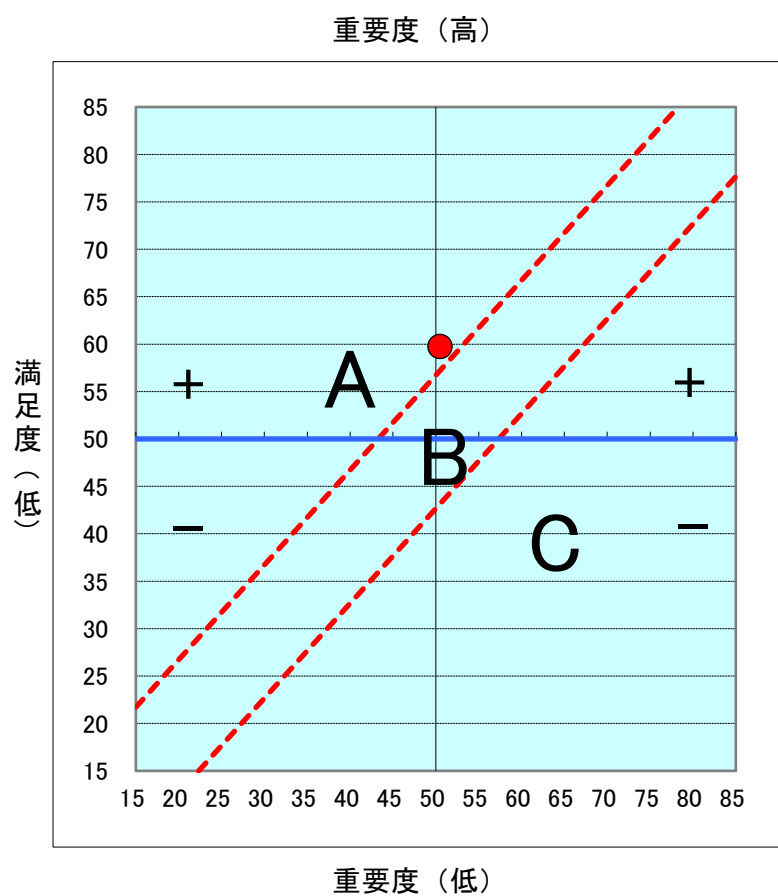
市の基本方針

- 地域住民や教育機関、警察などの関係団体と連携し、地域住民を主体とした自主防犯組織などの地域防犯体制や防犯設備の充実を図ります。
- 犯罪の手口や街頭犯罪、消費トラブルの情報を迅速に収集・提供し、犯罪の未然防止に努めます。
- 市民生活相談窓口の周知に努め、市民の抱える問題に早急かつ的確に対応できる相談体制の充実を図ります。
- 商品表示の適正化を進め、安心して暮らせる消費生活環境を整えます。
- 「地域の安全は地域で守る」という自主防犯意識の啓発に努めます。

数値目標



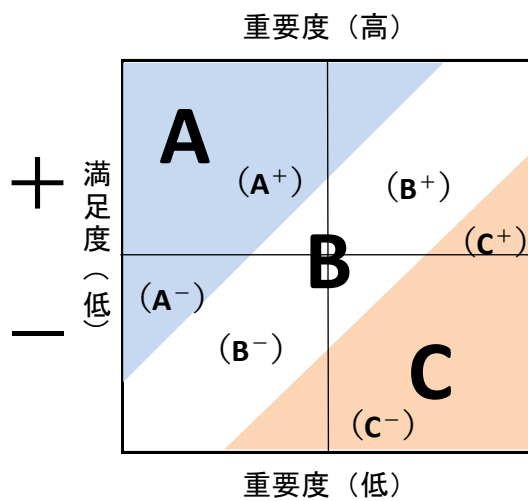
市民の重要度・満足度 (R3.5アンケート調査結果)



領域	偏差値	
	重要度	満足度
A ⁺	59.74	50.50

●重要度に見合った満足度が得られていない (A)
●重要度が平均値より高い (+)

【グラフの見方】



A : 重要度に見合った満足度が得られていない領域
 B : 重要度に見合った満足度が得られている領域
 C : 重要度に見合う以上の満足度が得られている領域

※ 以上の3つの領域を、さらに2つに分割 (3×2領域)
 + : 重要度が平均値より高い部分
 - : 重要度が平均値より低い部分

A⁺, A⁻, B⁺, B⁻, C⁺, C⁻

A⁺ : 重要度が高く、その重要度に見合った満足度が得られていない領域

施策を推進する主な事業の評価

区分	事業名	目的 (I) / 令和2年度の主な実績 (II) / 今後の方向性 (III)	R2年度決算額 (千円)
	安全・安心まちづくり運営補助金交付事業	(I) 自主的に地域活動に取り組んでいる各種団体等で構成されている倉敷・早島地区安全・安心まちづくり推進協議会の運営に対し、補助を行うことにより、安全・安心まちづくりの推進を図る。 (II) 補助金を70千円交付した。 (III) 継続して実施する。	70
	各警察署管内防犯連合会・暴力追放推進連合会への補助金交付事業	(I) 各警察署管内の防犯連合会及び暴力追放推進連合会の運営に対し、補助を行うことにより、安全・安心まちづくりの推進を図る。 (II) 補助金を17,717千円交付した。 (III) 継続して実施する。	17,717
	青色回転灯を装着した公用車によるパトロール事業	(I) 子どもを狙った犯罪や空き巣、ひったくりなどの犯罪抑止を図る。 (II) パトロールを57回実施した。 (III) 継続して実施する。	-
	くらしき安全・安心パトロール事業	(I) 市・教育委員会・事業者・警察が協定を結び、一体となってパトロールを実施し、子どもの安全確保、犯罪発生を抑止及び市民の防犯意識の高揚を図る。 (II) 市内37事業者で実施した。 (III) 継続して実施する。	50
	地域安全活動支援事業	(I) 安全で安心なまちづくりを推進することを目的に、地域において自主防犯パトロール活動を行う団体に対して補助金を交付する。 (II) 地域において自主防犯パトロール活動を行う団体 (令和2年度末現在116団体) のうち、申請があった4団体に対して、370千円補助金を交付した。 (III) 継続して実施する。	370
	犯罪被害者等支援事業	(I) 犯罪被害者等に対する支援を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に資する。 (II) 民間支援団体等の関係機関と連携し、犯罪被害者等の置かれている状況や支援について、市民等の理解を深めるための広報、啓発活動を行った。 (III) 継続して実施する。	4
	市民相談事業	(I) 市民生活や市政に関する相談に対し、市民の抱える問題を解決に導くことを目的に、職員及び専門家による相談等を実施する。 (II) 相談件数は4,015件で令和元年度に比べ313件減少した。 (III) 継続して実施する。	9,288
	消費者行政執行事業	(I) 適正な商品表示及び消費者取引の実施による安全・安心な消費生活の確立 (II) 商品の表示に関する相談や疑義情報を受け付け、適正な表示に関する情報提供やアドバイスを59件実施した。 (III) 適正表示が付された商品が流通することは、安全・安心な消費生活の確立につながるため、継続して実施する。	39

区分	事業名	目的(Ⅰ)／令和2年度の主な実績(Ⅱ)／今後の方向性(Ⅲ)	R2年度 決算額 (千円)
	地方消費者行政活性化事業	(Ⅰ) 啓発用リーフレット等を活用した消費者知識の普及啓発及び相談知識の習得 (Ⅱ) 主に若年者への消費者啓発として、市内小学5.6年生、中学生、高校卒業生、大学入学生に対し啓発用リーフレット等を約33,000部を配付した。 (Ⅲ) 契約知識が不足している若年者、合理的な配慮を必要とする高齢者等への消費者知識の普及啓発は重要性が高いため、継続して実施する。	1,767
	消費生活相談事業	(Ⅰ) 消費者トラブルの早期相談による早期解決及びトラブル拡大防止 (Ⅱ) 消費生活相談件数は3,092件。令和元年度と比較して71件減少した。 (Ⅲ) 消費者トラブルは早期相談により解決につながる。インターネット等の普及により今後ますます複雑な契約トラブルが増加するため、継続して実施する。	16,709
	消費者啓発事業	(Ⅰ) 消費生活の安定と向上に資する情報提供等及び消費者の自主的活動の支援 (Ⅱ) 消費生活学級(学級生1,001人)の自主的活動支援、情報提供のための講演会(79人参加)や出前講座(213人参加)を実施した。また、広報紙別冊を作成し、全世帯に配布した。 (Ⅲ) 消費者啓発と地域での消費生活に関する自主的活動を支援することは、市民の消費生活の安定と向上につながるため、継続して実施する。	2,132
	計量取締事業	(Ⅰ) 事業者への適正計量の指導及び市民への適正計量についての知識の普及 (Ⅱ) 特定計量器定期検査(2,540器)、燃料油メーター立入検査(580器)、商品量目検査(試買49個)、消費生活モニター内容量調査(1,556個)を実施した。 (Ⅲ) 正確な計量器の使用による、適正に計量された商品等の市場への提供は、消費者利益の確保につながるため、継続して実施する。	8,222
	特殊詐欺等被害防止対策事業	(Ⅰ) 高齢者への電話機等購入補助及び通話装置貸出による特殊詐欺被害の未然防止 (Ⅱ) 迷惑電話防止機能付き電話機等購入補助(申請66件、補助総額439,900円)及び通話録音装置貸出(申請22件)を行った。 (Ⅲ) 固定電話への架電による特殊詐欺を未然に防止することは、高齢者の経済的・心理的財産を守ることに繋がるため、継続して実施する。	581